

令和8年(2026年)1月28日  
厚生委員会資料  
健康福祉部保健企画課

(仮称)中野区受動喫煙防止対策条例案に盛り込むべき事項に係る  
パブリック・コメント手続の実施結果について

(仮称)中野区受動喫煙防止対策条例案に盛り込むべき事項に係るパブリック・コメント手続の実施結果について、以下のとおり報告する。

1 パブリック・コメント手続の実施結果

(1) 意見募集期間

令和7年12月8日（月）から令和8年1月7日（水）まで

(2) 意見提出者数

16人（内訳：電子メール14人、郵送2人）

1団体（内訳：電子メール1団体）

(3) 提出された意見の概要及びそれに対する区の考え方

別添のとおり

2 条例案に盛り込むべき事項からの変更点

なし

3 今後の予定

令和8年3月 第1回定例会に条例（案）提案

## 提出された意見の概要及びそれに対する区の考え方

番号	意見の概要	区の考え方
<b>① 目的</b>		
1	原案では、規制（禁煙）のみの記載であり、喫煙者にも配慮するとの区の考えが反映されていないため、「(仮称) 中野区受動喫煙防止対策条例の考え方に対する主な意見の概要及びそれに対する区の考え方」を踏まえ、「喫煙者と非喫煙者が快適に暮らせる環境の整備を行っていくこと」を条例案に盛り込むべき。	本条例は、受動喫煙を防止するための措置について定め、区民の健康の増進等を図ることを目的としているため、条例の目的として、喫煙環境の整備は記載しない。
<b>② 定義</b>		
2	電子たばこについても、紙巻きたばこと同様に規制の対象にしてほしい。	電子たばこは、紙巻きたばこや加熱式たばこと異なり、たばこ葉を使用せず、たばこ類似品として扱われるため、改正健康増進法による規制の対象外となっており、本条例においても規制の対象外とする。
<b>③ 区の責務</b>		
3	受動喫煙防止対策には分煙が効果的だが、中野区には区管理の喫煙場所が中野駅にしかない。区の責務として、中野駅周辺に喫煙場所を増やすとともに、他の区内の駅等の人が集まる場所には喫煙場所を整備することを条例に盛り込むべき。	区では中野駅周辺のほか、分煙化を実施している公園内に公衆喫煙所を設置している。今後、区が新たに公衆喫煙所を設置する場所は、中野駅周辺のみとするが、当分の間、公園内に設置している公衆喫煙所を維持するとともに、公衆喫煙所設置費等助成制度を創設することで、駅を中心として民間事業者等による公衆喫煙所整備を推進していく。
4	「総合的に推進する」とあるが、義務教育課程での予防教育が重要であるため、区内の小中学校における「受動喫煙の防止」に関わる健康教育に資する活動等について、優れたものを区長名で顕彰する	受動喫煙防止を推進するうえで、効果的な取組について検討していく。

	等、区独自の事業を検討する必要がある。	
<b>⑥ 公共の場所における喫煙の禁止等</b>		
5	公衆喫煙所が少ないなかで、屋外の公共の場所における喫煙を禁止にするべきではない。区が喫煙所を設置し、喫煙場所を確保した上で規制をかけるべきではないか。	公共の場所における喫煙の制限は、区民の健康を守るために喫煙の課題であり、特に子どもや妊婦をはじめとする受動喫煙の影響を受けやすい方々への配慮が求められる。ただし、喫煙者の方々の行動を一方的に制限するのではなく、区としても中野駅周辺等に公衆喫煙所を整備するとともに、民間が設置する公衆喫煙所の設置費等助成制度により、適切な喫煙場所の整備を並行して進めることが重要であると認識している。
6	土日に少年野球やサッカークラブなどが学校施設の校庭を使用しているが、保護者や監督、コーチと思われる人が校門付近で集まってタバコを吸っている所を見たことがある。校庭を使用する団体等にも禁煙であることを周知し、罰則強化及び対策強化をしてほしい。	小、中学校の敷地内においては、屋内・屋外を問わず禁煙としている。また、敷地外の公道においても、本条例の施行により禁煙となる。今後、関連部署と連携しながら、周知を徹底する。
7	受動喫煙とは屋外でも発生するのか。	厚生労働省では、「健康増進法は屋外について、禁煙等の措置は講じていないが、分煙施設を設置するなど受動喫煙対策を講じる必要がある」との見解を示している。 また、WHOが示しているガイドラインにおいても、必要に応じて屋外の公共の場所においても効果的な対策を講じることを義務付けている。 受動喫煙は、他人のたばこの煙を吸い込むことで生じることから、屋外においてもその対策は必要であると考えている。
<b>⑦ 喫煙場所に講すべき措置等</b>		
8	「閉鎖型（コンテナ等）」「開放型（パー	区が指定する公衆喫煙所は、受動喫煙

	テーション)」双方を必要な措置が講じられた喫煙場所と認めるべきと考える。安価に整備できる「開放型」の喫煙場所を整備することにより、「閉鎖型」だけよりも数多くの箇所の整備ができるはずである。	防止に効果が高い閉鎖型が望ましいと考えるが、公衆喫煙所の立地等に応じて対応する。
9	店頭への灰皿設置により街の環境美化に貢献している。受動喫煙防止を目的に撤去要請することはやめてほしい。	公共の場所にいる区民に受動喫煙を生じさせることがないよう必要な措置を講じたうえで設置していただきたいと考えている。
10	区が数多くの喫煙所を作ることには限界があるので、飲食店やたばこ屋、コンビニエンスストアの店先に既にある灰皿を指定喫煙場所として指定し、安心してたばこが吸える場所としてほしい。	区が指定する公衆喫煙所は、区設置・民間設置のいずれも屋内、屋外を問わず、受動喫煙防止に必要な措置が講じられていると認める場所に限る。
<b>(8) 指導</b>		
11	学校の近くにある店舗が、敷地内にたばこ自販機と灰皿を設置している。喫煙やたばこの販売をやめさせてほしい。	事業者が管理する屋外の喫煙場所について、受動喫煙防止に必要な措置が講じられていない場合で、当該喫煙場所の周囲にいる区民に受動喫煙を生じさせないために必要があると認めるときは、区は当該事業者に対し必要な指導を行う。
12	学校施設や公園では、引き続き禁煙にし、喫煙者がいない空間にしてほしい。公園では、夜間に喫煙者がおり、吸い殻やタバコの箱が滑り台やプランコ周辺、ベンチ付近に落ちていることがあるため、取り締まりを強化してほしい。	条例の実効性を担保する取組の一環として巡回指導を実施する。区が指定する公衆喫煙所を除いた公共の場所で喫煙をした者に対しては、必要な指導を行う。
<b>その他</b>		
13	区内飲食店、特に居酒屋や喫茶店で喫煙可のステッカーを貼り、店内で喫煙させている店が増えている。都条例では1人でも従業員が居る店では喫煙室を設けない限り屋内での喫煙は禁止されているはずだが、違反している店へは厳格な罰則を条例案に入れる必要があるので	飲食店等の屋内における喫煙に関しては、健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例において制限があり、罰則規定が設けられている。法令に違反している飲食店等に対しては、引き続き区が指導、啓発等を行う。

	はないか。	
14	中野区では、「中野区吸い殻、空き缶等の散乱及び歩行喫煙の防止等に関する条例」によって「路上喫煙禁止地区」の指定ができる。喫煙場所整備ができた区内の各駅周辺等を、順次「路上喫煙禁止地区」に指定することにより受動喫煙防止対策も可能なことから、新たな条例の制定は不要と考える。	屋外での分煙を徹底するためには区内全域で公共の場所における喫煙を禁止し、喫煙可能な場所での喫煙を誘導することが受動喫煙防止の有効な対策であると考えており、新たに受動喫煙防止に向けた条例を制定し、受動喫煙の防止に向けた取組を総合的かつ効果的に推進していく。
15	受動喫煙防止対策には分煙が効果的であることから、他区同様、喫煙場所整備に関する助成制度を作るべきと考える。その際、設置費用はもとより、賃料、清掃・ごみ処理経費など維持管理費用を助成対象とし、また、厚生労働省や総務省から発出されているように、「閉鎖型」「開放型」双方を設置可能とすることにより、民間事業者等の協力を得やすい制度設計をお願いする。	公衆喫煙所設置に係る経費に対する助成だけでなく、維持管理に係る経費についても助成の対象とすることを検討している。公衆喫煙所は、受動喫煙防止に効果が高い閉鎖型が望ましいと考えるが、公共の場所から一定の距離が取れる場合には開放型も可とすることを考えている。

※区分整理の関係から、一部意見について、提出された意見の分割や同趣旨の意見等の統合を行っている。

## (仮称) 中野区受動喫煙防止対策条例案に盛り込むべき事項

## 1 目的

この条例は、健康増進法の規定に基づき、受動喫煙による区民の健康への影響を未然に防止するための区、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、公共の場所における喫煙の禁止等その他受動喫煙を防止するための措置について定めることにより、区民の健康の増進等を図ることを目的とする。

## (説明)

- 区、区民、事業者がそれぞれの責務を果たすことにより、受動喫煙防止措置がより効果的なものとなり、区民の健康増進につながっていくものと考えます。

## 2 定義

この条例における用語の意義は以下のとおりとする。

- ① 喫煙とは、健康増進法に規定する喫煙をいう。
- ② 受動喫煙とは、健康増進法に規定する受動喫煙をいう。
- ③ 区民とは、区内に居住し、在勤し、又は在学する者その他区内に滞在し、又は区内を通過している者をいう。
- ④ 事業者とは、区内において事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- ⑤ 公共の場所とは、道路、公園その他区が設置し、又は管理する施設の敷地（区が指定した喫煙場所を除く。）をいう。
- ⑥ 喫煙場所とは、区内において区民が喫煙をすることができ、又はたばこの吸い殻を捨てることができる場所として区長又は事業者が管理する場所（特定屋外喫煙場所を除く。）をいう。

## (説明)

- 「喫煙」「受動喫煙」は健康増進法（平成14年法律第103号）と同様の定義です。

### 3 区の責務

区は、受動喫煙が生じないよう、受動喫煙防止措置を総合的に推進するとともに、受動喫煙防止措置の効果的な推進のため、区民、事業者及び関係機関等と連携を図るものとする。

(説明)

- 区は受動喫煙防止に向けた必要な措置を総合的に推進することが求められます。
- また、区は、この条例内容の理解促進のため、率先して情報提供を行うとともに、区民や事業者の取り組みへの支援や、関係機関を含め、連携のための調整を行います。

### 4 区民の責務

- ① 区民は、受動喫煙による健康への影響等について理解を深めるとともに、受動喫煙を生じさせることがないよう努める。
- ② 区民は、区が推進する受動喫煙防止措置に協力するよう努める。

(説明)

- 区民は、受動喫煙を防止していくために、受動喫煙が人の健康に及ぼす影響等について理解を深め、受動喫煙を生じさせないことが求められます。
- また、区が推進する受動喫煙防止措置に協力いただくことが重要だと考えます。

### 5 事業者の責務

- ① 事業者は、受動喫煙による健康への影響等について理解を深めるとともに、事業活動を行うに当たって受動喫煙を生じさせることができないよう、受動喫煙の防止に必要な環境の整備に取り組むよう努める。
- ② 事業者は、区が推進する受動喫煙防止措置に協力するよう努める。

(説明)

- 事業者は、受動喫煙を防止していくために、受動喫煙が人の健康に及ぼす影響等について理解を深め、事業活動を行うに当たって、受動喫煙防止に必要な環境の整備に取り組むことが求められます。
- また、区が推進する受動喫煙防止措置に協力いただくことが重要だと考えます。

## 6 公共の場所における喫煙の禁止等

- ① 区民は、公共の場所において喫煙をしてはならない。
- ② 区民は、禁煙場所以外の場所において喫煙をする際、公共の場所にいる区民に受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮する。
- ③ 区民は、禁煙場所以外の場所において喫煙をする際、居室内で喫煙をすることにより当該居室内にいる20歳未満の者、妊婦その他の受動喫煙による健康への影響について特に配慮が必要な区民（以下「要配慮者」という。）に受動喫煙を生じさせるおそれがあるときその他公共の場所以外の場所にいる要配慮者に受動喫煙を生じさせるおそれがあるときは、当該要配慮者に受動喫煙を生じさせることができないよう周囲の状況に配慮する。
- ④ 区民は、禁煙場所以外の場所において喫煙をする際、点火されたたばこにより子どもの身体等に危害を生じさせることができないよう周囲の状況に配慮する。

（説明）

- 受動喫煙を防止していくために、公共の場所における喫煙を制限していくことが必要だと考えます。公共の場所は、道路、公園その他区が設置し、又は管理する施設の敷地（区が指定した喫煙場所を除く。）をいいます。
- 喫煙禁止場所以外の場所においても喫煙する際は、周囲の状況に配慮することが必要だと考えます。公共の場所にいる区民に受動喫煙を生じさせないことへの配慮、要配慮者（20歳未満の者、妊婦等の受動喫煙による特に配慮が必要な区民）へは公共の場所以外の場所にいる場合であっても受動喫煙を生じさせないことへの配慮、点火されたたばこによる子ども等への危害を生じさせないことへの配慮をそれぞれ規定しています。

## 7 喫煙場所に講ずべき措置等

- ① 区長及び事業者は、その管理する屋外の喫煙場所について、当該喫煙場所の周囲にいる区民に受動喫煙を生じさせることができないよう必要な措置を講じるものとする。
- ② 区長は、喫煙場所のうち当該喫煙場所の周囲にいる区民に受動喫煙を生じさせることができないよう必要な措置が講じられていると認めるものを指定喫煙場所として指定するものとする。
- ③ 区長は、指定喫煙場所の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。当該指定を取り消し、又は変更したときも、同様とする。

(説明)

- 区、事業者が設置する屋外の喫煙場所については、周囲の区民に受動喫煙を生じさせることがないよう必要な措置を講じるものとします。
- 受動喫煙を生じさせることがないよう必要な措置が講じられていると区長が認めるものは指定喫煙所として指定し、指定・取り消し・変更の際には告示します。

8 指導

- ① 区長は、公共の場所で喫煙をした者に対し、必要な指導をすることができるものとする。
  - ② 区長は、事業者が管理する屋外の喫煙場所について、受動喫煙防止に必要な措置が講じられていない場合で、当該喫煙場所の周囲にいる区民に受動喫煙を生じさせないために必要があると認めるときは、当該事業者に対し必要な指導をすることができるものとする。

(説明)

- 公共の場所で喫煙をした者及び事業者が管理する屋外の喫煙場所に受動喫煙防止に必要な措置が講じられていない場合で、周囲の区民に受動喫煙を生じさせないために必要があるときは、当該喫煙所を管理する事業者に対して指導をすることができるものとします。

9 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

(説明)

- この条例の定め以外で条例の施行について必要な事項は、区長が規則等で定めるものとします。